



## 令和7年2月県議会定例会提出予定条例案の概要

新設条例案3件、一部改正条例案30件を提出予定です。

### 新設条例案

| 番号 | 条 例 案 の 概 要  |
|----|--|
| 1  | <p><b>一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案</b></p> <p>(詳細は、別紙(P16)のとおり)</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>児童相談・養育支援室<br/>026-235-7099 (TEL) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |

**2 長野県宿泊税条例案**（詳細は、別紙（P17）のとおり）

県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を新設し、次のとおり定めます。

(1) 納税義務者

旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び住宅宿泊事業に係る施設において宿泊料金を支払って宿泊している者

(2) 課税免除

ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育活動又は研究活動に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は引率者がする宿泊

イ 保育所等の施設の主催する行事に参加している満3歳以上の幼児又は引率者がする宿泊

ウ 教育上の必要その他の特別の事情により必要なものとして規則で定める宿泊

(3) 税率

1人1泊につき300円

ただし、施行日から同日以後3年を経過する日までの間は、1人1泊につき200円

(4) 免税点

宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊

(5) 徴収の方法

特別徴収（宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者とする）

(6) 罰則

次のいずれかに該当する場合には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

ア 特別徴収義務者の証票の掲示義務等に違反したとき。

イ 帳簿の記載義務等に違反したとき。

(7) 基金の積立て

長野県宿泊税に係る収入額に相当する額から長野県宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を長野県宿泊税基金として積立て

(8) 制度の見直し等

施行後3年、以後は5年ごとに検討し、必要がある場合は、施行後5年ごとに措置

（規則で定める日から施行）

山岳高原観光課 026-235-7247 (TEL) E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp

**3 国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案**（詳細は、別紙（P18）のとおり）

国営竜西土地改良事業の完了に伴い、当該事業に係る受益者負担金等の徴収に関し必要な事項を定めます。

（公布の日から施行）

農地整備課 026-235-7240 (TEL) E-mail: nochi@pref.nagano.lg.jp

一部改正条例案

| 番号 | 条 例 案 の 概 要   |
|----|---|
| 4  | <p><b>個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>D X 推進課 026-235-7146 (TEL) E-mail: dx-promo@pref.nagano.lg.jp<br/>                     地域福祉課 026-235-7130 (TEL) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 5  | <p><b>長野県県税条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>道路交通法の一部改正に伴い、自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免申請を行う際の提示書類に、免許情報記録個人番号カードを加えます。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年3月24日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7046 (TEL) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 6  | <p><b>創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>県内で創業等を行い、又は障がい者を雇用する法人等を応援するため、事業税の軽減措置の適用期限を令和9年度(改正前:令和6年度)まで3年間延長するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広報・共創推進課 026-235-7189 (TEL) E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp<br/>                     税務課 026-235-7046 (TEL) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp<br/>                     経営・創業支援課 026-235-7194 (TEL) E-mail: keieishien@pref.nagano.lg.jp<br/>                     労働雇用課 026-235-7201 (TEL) E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |

|          |   |
|----------|---|
| <p>7</p> | <p><b>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案</b></p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年6月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村課 026-235-7062 (TEL) E-mail: shichoson@pref.nagano.lg.jp<br/>         人事課 026-235-7032 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp<br/>         職員課 026-235-7035 (TEL) E-mail: shokuin@pref.nagano.lg.jp<br/>         情報公開・法務課 026-235-7059 (TEL) E-mail: kokai@pref.nagano.lg.jp<br/>         次世代サポート課 026-235-7210 (TEL) E-mail: jisedai@pref.nagano.lg.jp<br/>         障がい者支援課 026-235-7104 (TEL) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp<br/>         水大気環境課 026-235-7162 (TEL) E-mail: mizutaiki@pref.nagano.lg.jp<br/>         水道・生活排水課 026-235-7299 (TEL) E-mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp<br/>         自然保護課 026-235-7178 (TEL) E-mail: shizenhogo@pref.nagano.lg.jp<br/>         資源循環推進課 026-235-7164 (TEL) E-mail: junkan@pref.nagano.lg.jp<br/>         山岳高原観光課 026-235-7254 (TEL) E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp<br/>         砂防課 026-235-7316 (TEL) E-mail: sabo@pref.nagano.lg.jp<br/>         都市・まちづくり課 026-235-7296 (TEL) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp<br/>         警務課 026-235-0110 (TEL) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| <p>8</p> | <p><b>長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>文化財の保護に関する事務が教育委員会から知事の事務部局に移管されたことを受け、長野県立美術館で所蔵する美術品の取得と同様に、長野県立歴史館で所蔵する資料等を円滑かつ効率的に取得できる環境を整えることにより、県民文化の向上を図るため、当該資料等を基金の取得対象に追加します。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文化振興課 026-235-7282 (TEL) E-mail: bunkashinko@pref.nagano.lg.jp</p> </div>  |
| <p>9</p> | <p><b>幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、配置すべき職員に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を令和8年度(改正前:令和6年度)まで2年間延長します。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こども・家庭課 026-235-7098 (TEL) E-mail: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |

|    |   |
|----|---|
| 10 | <p><b>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となることに伴い、関係条例中の栄養士に関する用語の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こども・家庭課 026-235-7098 (TEL) E-mail: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp<br/>         児童相談・養育支援室<br/>         026-235-7099 (TEL) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp<br/>         地域福祉課 026-235-7130 (TEL) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp<br/>         介護支援課 026-235-7121 (TEL) E-mail: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp<br/>         障がい者支援課 026-235-7149 (TEL) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| 11 | <p><b>民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>民生委員の一斉改選に当たり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定します。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年12月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域福祉課 026-235-7114 (TEL) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 12 | <p><b>長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境政策課 026-235-7163 (TEL) E-mail: kankyo-shinsa@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 13 | <p><b>良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、規制項目中の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水大気環境課 026-235-7162 (TEL) E-mail: mizutaiki@pref.nagano.lg.jp</p> </div>  |

|    |   |
|----|---|
| 14 | <p><b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 農地法の一部改正に伴い、市町村に移譲する事務について、事務の効率的執行の観点から、農用地の違反転用に係る原状回復等の命令に従わない場合の公表の事務を新たに追加するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 住民サービスの向上及び事務の効率的執行の観点から、市町村に対して、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等の事務の権限を移譲します。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業政策課 026-235-7214 (TEL) E-mail: nosei@pref.nagano.lg.jp<br/> 農村振興課 026-235-7245 (TEL) E-mail: noson@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| 15 | <p><b>長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>越百のしずく発電所の新設に伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 16 | <p><b>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の制定により教育職員免許状再授与審査会が設置されることに伴い、同審査会の委員の報酬の金額を12,900円と定めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高校教育課 026-235-7429 (TEL) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp</p> </div>  |
| 17 | <p><b>特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>特別支援教育の理念の一層の理解促進を図るため、「養護学校」の名称を「支援学校」に改めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特別支援教育課 026-235-7456 (TEL) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 18 | <p><b>長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,497人(改正前3,487人)に改定します。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警務課 026-233-0110 (TEL) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>  |

| 番号   | 条 例 案 の 概 要   |      |           |         |           |       |         |     |                |  |        |        |         |              |  |        |         |         |   |  |  |         |         |         |
|------|---|------|-----------|---------|-----------|-------|---------|-----|----------------|--|--------|--------|---------|--------------|--|--------|---------|---------|---|--|--|---------|---------|---------|
| 19   | <p data-bbox="284 190 1126 226"><b>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p data-bbox="279 264 1428 347">(1) 人事委員会勧告に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行います。</p> <p data-bbox="319 376 478 412">ア 給料表</p> <p data-bbox="343 427 1428 560">中堅職員の給料の最低水準を引き上げるとともに、管理職員については上位の級に昇格することで大きく給料が上がる仕組みとするなど、職務と職責を重視した給料体系への見直しを行います。</p> <p data-bbox="319 589 510 624">イ 地域手当</p> <p data-bbox="338 651 1428 734">支給割合について、国家公務員との均衡を考慮し、全県一律1.7%から1.6%に改定します。</p> <p data-bbox="319 763 510 799">ウ 扶養手当</p> <p data-bbox="338 826 1428 909">配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を13,000円に引き上げます（段階的に実施）。</p> <table border="1" data-bbox="338 918 1428 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="338 918 683 996">扶養親族</th> <th data-bbox="683 918 967 996">年度</th> <th data-bbox="967 918 1195 996">令和6年度（現行）</th> <th data-bbox="1195 918 1428 996">令和7年度</th> <th data-bbox="1428 918 1516 996">令和8年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 996 472 1193" rowspan="2">配偶者</td> <td data-bbox="472 996 683 1093">行政職給料表<br/>7級以下</td> <td data-bbox="683 996 967 1093"></td> <td data-bbox="967 996 1195 1093">6,500円</td> <td data-bbox="1195 996 1428 1093">3,000円</td> <td data-bbox="1428 996 1516 1093">（支給しない）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1093 683 1193">行政職給料表<br/>8級</td> <td data-bbox="683 1093 967 1193"></td> <td data-bbox="967 1093 1195 1193">3,500円</td> <td data-bbox="1195 1093 1428 1193">（支給しない）</td> <td data-bbox="1428 1093 1516 1193">（支給しない）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="338 1193 683 1272">子</td> <td data-bbox="683 1193 967 1272"></td> <td data-bbox="967 1193 1195 1272">10,000円</td> <td data-bbox="1195 1193 1428 1272">11,500円</td> <td data-bbox="1428 1193 1516 1272">13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="319 1290 510 1326">エ 通勤手当</p> <p data-bbox="349 1341 1428 1424">(7) 支給限度額を、新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり15万円に引き上げます。</p> <p data-bbox="349 1440 1428 1523">(イ) 新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を廃止します。</p> <p data-bbox="319 1552 930 1588">オ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与</p> <p data-bbox="349 1603 1428 1686">定年前再任用短時間職員等に、新たに住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当等を支給します。</p> <p data-bbox="284 1700 1428 1783">(2) 人材確保に当たり、均衡の原則に基づいた適切な給与水準の確保のため、特地勤務手当の支給割合等について、見直しを行います。</p> <p data-bbox="311 1798 1428 1881">ア 特地勤務手当の支給割合の上限を100分の7.95から100分の25に引き上げます。</p> <p data-bbox="311 1897 1428 1980">イ 特地勤務手当に準ずる手当の支給割合の上限を100分の2から100分の6に引き上げます。</p> <p data-bbox="1005 2009 1409 2045" style="text-align: right;">（令和7年4月1日から施行）</p> <p data-bbox="284 2078 1428 2128">人事課 026-235-7033 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> | 扶養親族 |           | 年度      | 令和6年度（現行） | 令和7年度 | 令和8年度以降 | 配偶者 | 行政職給料表<br>7級以下 |  | 6,500円 | 3,000円 | （支給しない） | 行政職給料表<br>8級 |  | 3,500円 | （支給しない） | （支給しない） | 子 |  |  | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |
| 扶養親族 |   | 年度   | 令和6年度（現行） | 令和7年度   | 令和8年度以降   |       |         |     |                |  |        |        |         |              |  |        |         |         |   |  |  |         |         |         |
| 配偶者  | 行政職給料表<br>7級以下  |      | 6,500円    | 3,000円  | （支給しない）   |       |         |     |                |  |        |        |         |              |  |        |         |         |   |  |  |         |         |         |
|      | 行政職給料表<br>8級  |      | 3,500円    | （支給しない） | （支給しない）   |       |         |     |                |  |        |        |         |              |  |        |         |         |   |  |  |         |         |         |
| 子    |   |      | 10,000円   | 11,500円 | 13,000円   |       |         |     |                |  |        |        |         |              |  |        |         |         |   |  |  |         |         |         |

**長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案**

(1) 人事委員会勧告に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行います。

**ア 給料表**

中堅職員の給料の最低水準を引き上げるとともに、管理職員については上位の級に昇格することで大きく給料が上がる仕組みとするなど、職務と職責を重視した給料体系への見直しを行います。

**イ 定年前再任用短時間勤務学校職員等の給与**

定年前再任用短時間勤務学校職員等に、新たにへき地手当（準ずる手当を含む。）を支給します。

(2) 人材確保に当たり、均衡の原則に基づいた適切な給与水準の確保等のため、へき地手当の支給割合等について、見直しを行います。

ア へき地手当の支給割合の上限を100分の6.7から100分の25に引き上げます。

イ へき地手当に準ずる手当の支給割合の上限を100分の2から100分の6に引き上げます。

ウ へき地手当に準ずる手当の支給期間の制限（最長6年間）を廃止します。

（令和7年4月1日から施行）

教育政策課 026-235-7421 (TEL) E-mail: kyoiku@pref.nagano.lg.jp

義務教育課 026-235-7425 (TEL) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp

高校教育課 026-235-7429 (TEL) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp

特別支援教育課 026-235-7432 (TEL) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

**長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案**

中堅職員の給料の最低水準を引き上げるとともに、管理職員については上位の級に昇格することで大きく給料が上がる仕組みとするなど、職務と職責を重視した給料体系への見直しを行います。

（令和7年4月1日から施行）

警務課 026-233-0110 (TEL) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp

22

**企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案**

人事委員会勧告を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行います。

**(1) 扶養手当**

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を13,000円に引き上げます（段階的に実施）。

| 扶養親族 |                | 年度        |         |         |
|------|----------------|-----------|---------|---------|
|      |                | 令和6年度(現行) | 令和7年度   | 令和8年度以降 |
| 配偶者  | 行政職給料表<br>7級以下 | 6,500円    | 3,000円  | (支給しない) |
|      | 行政職給料表<br>8級   | 3,500円    | (支給しない) | (支給しない) |
| 子    |                | 10,000円   | 11,500円 | 13,000円 |

**(2) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与**

定年前再任用短時間勤務職員等に、新たに住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給します。

(令和7年4月1日から施行)

経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp

23

**職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案**

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するほか、所要の改正を行います。

(令和7年4月1日から施行)

人事課 026-235-7033 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp

24

**長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案**

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、所要の改正を行います。

(令和7年4月1日から施行)

人事課 026-235-7033 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp

| 番号 | 条 例 案 の 概 要  |
|----|--|
| 25 | <p data-bbox="284 192 903 230"><b>技術専門校条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p data-bbox="284 266 1410 398">低所得世帯等の経済的負担を軽減することにより、学生等の学びの機会を確保するため、県の所管する以下の大学等の授業料及び入学料に係る減免制度の充実を図ります。</p> <p data-bbox="284 439 1377 521">看護大学、須坂看護専門学校、福祉大学校、公衆衛生専門学校、技術専門校、工科短期大学校、農業大学校及び林業大学校</p> <p data-bbox="991 566 1418 602">(令和7年4月1日から施行)</p> <div data-bbox="256 629 1430 983" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="277 647 635 678">医師・看護人材確保対策課</p><p data-bbox="304 696 1118 728">026-235-7142 (TEL) E-mail: ishikango@pref.nagano.lg.jp</p><p data-bbox="277 745 1326 777">地域福祉課 026-235-7114 (TEL) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p><p data-bbox="277 795 1297 826">健康増進課 026-235-7112 (TEL) E-mail: kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp</p><p data-bbox="277 844 1267 875">産業人材育成課 026-235-7199 (TEL) E-mail: jinzai@pref.nagano.lg.jp</p><p data-bbox="277 893 1177 925">農業技術課 026-235-7220 (TEL) E-mail: nogi@pref.nagano.lg.jp</p><p data-bbox="277 943 1267 974">信州の木活用課 026-235-7274 (TEL) E-mail: ringyo@pref.nagano.lg.jp</p></div> |

**長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案**（詳細は、別紙（P19）のとおり）

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行により、知事による輸出証明書の発行等の事務が定められたことに伴い、手数料の額を定めます。
- (2) 諸経費の増大に伴い、医薬品販売業の許可等に係る手数料の額を改定します。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。
  - ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の範囲が拡大されたことに伴い、当該判定に係る審査手数料を改定します。
  - ② 一定の要件を満たす建築物については、建築物エネルギー消費性能適合性判定に代えて、建築確認の中で建築物エネルギー消費性能基準への適合の判断を行うことが可能となったことに伴い、建築確認に係る審査手数料を改定します。
  - ③ 低炭素建築物新築等計画の認定及び性能向上計画の認定に係る審査手数料の額を改定します。
- (4) 諸経費の増大に伴い、建築士事務所の登録の事務に係る手数料の額を改定します。
- (5) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅建業の免許等の申請に係る手数料の額を改定します。
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定に伴い、一定規模以上の盛土等を行う場合の許可等の手数料を定めます。

（令和7年4月1日（(6)は同年5月26日）から施行）

食品・生活衛生課 026-235-7154 (TEL) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp

薬事管理課 026-235-7157 (TEL) E-mail: yakuji@pref.nagano.lg.jp

農産物マーケティング室 026-235-7216 (TEL) E-mail: marketing@pref.nagano.lg.jp

園芸畜産課 026-235-7232 (TEL) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp

都市・まちづくり課 026-235-7297 (TEL) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

建築住宅課 026-235-7335 (TEL) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp

27

## 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案

諸経費の増大に伴い、次のとおり手数料の額を改定します。

| 区分  | 項目   | 改定額    | 現行額    | 改定率<br>(%) |
|-----|------|--------|--------|------------|
| 文書料 | 診断書  | 2,200円 | 1,900円 | 15.8       |
|     | 諸証明書 | 2,000円 | 1,700円 | 17.6       |

(令和7年4月1日から施行)

障がい者支援課 026-235-7455 (TEL) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

28

## 長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案

受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設等の利用料金の額を改定するとともに、教室等及び人工岩場の利用について小・中学生及び高校生の利用料金の額を定めます。

| 施設名                     | 区分             |               | 改定額    | 現行額    | 改定率<br>(%) |
|-------------------------|----------------|---------------|--------|--------|------------|
| 宿泊施設                    | 一般             | 1人1泊          | 1,250円 | 1,050円 | 19.0       |
|                         | 小・中学生及び高校生     |               | 600円   |        | 520円       |
| 教室、講堂及び体験室<br>(専用しない場合) | 一般             | 1人1回<br>(3時間) | 200円   | 150円   | 33.3       |
|                         | 小・中学生及び高校生(新設) |               | 100円   |        | △33.3      |
| 人工岩場                    | 一般             | 1人1日          | 300円   | 100円   | 200.0      |
|                         | 小・中学生及び高校生(新設) |               | 150円   |        | 50.0       |

(令和7年4月1日から施行)

山岳高原観光課 026-235-7254 (TEL) E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp

29

## 長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案

受益者負担の適正化を図るため、リフト利用料金の額を改定します。

| 区分    |        | 改定額    | 現行額    | 改定率<br>(%) |
|-------|--------|--------|--------|------------|
| 一 般   | 1回(片道) | 370円   | 230円   | 60.9       |
|       | 半日     | 800円   | 500円   | 60.0       |
|       | 1日     | 1,600円 | 1,000円 | 60.0       |
| 小・中学生 | 1回(片道) | 220円   | 140円   | 57.1       |
|       | 半日     | 480円   | 300円   | 60.0       |
|       | 1日     | 960円   | 600円   | 60.0       |

(令和7年4月1日から施行)

スポーツ振興課 026-235-7447 (TEL) E-mail: sports-ka@pref.nagano.lg.jp

30

## 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定します。

| 区分       | 改定額          | 現行額          | 改定率<br>(%) |
|----------|--------------|--------------|------------|
| 試験(2項目)  | 860円~2,200円  | 840円~2,100円  | 2.4~4.8    |
| 検査(10項目) | 220円~2,400円  | 210円~2,100円  | 2.7~17.6   |
| 注射(3項目)  | 270円~440円    | 260円~420円    | 3.8~7.7    |
| 妊娠鑑定     | 1,500円       | 1,400円       | 7.1        |
| 施術(8項目)  | 430円~16,000円 | 420円~15,000円 | 1.2~6.7    |

(令和7年4月1日から施行)

園芸畜産課 026-235-7232 (TEL) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp

## 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

- (1) 長野県飯田創造館の閉館に伴い、所要の改正を行います。
- (2) 長野県松本平広域公園の体育館の改修に伴い、受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額を改定するとともに、新たに設けられるスタジオ等の利用料金の額を定めます。

## 【主な利用料金】

| 区分   |    | 改定額               | 現行額    | 改定率<br>(%) |
|--|----|-------------------|--------|------------|
| 第1体育館(入場料を徴収しないで全部を利用する場合でアマチュアスポーツ等に利用する場合) | 午前 | 10,500円           | 4,300円 | 144.2      |
|  | 午後 | 15,000円           | 5,300円 | 183.0      |
| 第2体育館(入場料を徴収しないで全部を利用する場合でアマチュアスポーツ等に利用する場合) | 午前 | 4,200円            | 2,100円 | 100.0      |
|  | 午後 | 6,000円            | 2,600円 | 130.8      |
| スタジオ   | 午前 | 2,800円            | -      | (新設)       |
|  | 午後 | 4,000円            | -      | (新設)       |
| 会議室(第1～第4)                                   | 午前 | 3,500円～<br>4,200円 | -      | (新設)       |
|  | 午後 | 5,000円～<br>6,000円 | -      | (新設)       |
| 特別室  | 午前 | 8,400円            | -      | (新設)       |
|  | 午後 | 12,000円           | -      | (新設)       |

(令和7年4月1日から施行)

都市・まちづくり課 026-235-7296 (TEL) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

## 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定に伴い、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する証明手数料を定めます。

| 対象事務                             | 手数料額   |
|----------------------------------|--------|
| 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する証明手数料 | 1,500円 |

(令和7年4月1日から施行)

都市・まちづくり課 026-235-7297 (TEL) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

## 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正により、保管場所標章が廃止されることに伴い、交付等に係る手数料を廃止します。

| 法律名                | 対象事務       | 手数料額 |
|--------------------|------------|------|
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律 | 保管場所標章の交付  | 500円 |
|                    | 保管場所標章の再交付 | 500円 |

(令和7年4月1日から施行)

交通規制課 026-233-0110 (TEL) E-mail: police-kotsukisei@pref.nagano.lg.jp



(問合せ先)

担 当 総務部情報公開・法務課法務係  
伊豫田、根本  
電 話 026-235-7057 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2287  
F A X 026-235-7370  
電子メール kokai@pref.nagano.lg.jp

# 「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

## 概要

- 児童福祉法の改正により、今まで児童養護施設の基準を準用していた一時保護施設について、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進し、より手厚い対応を行うため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)が新たに定められた。
- 児童福祉法の規定により、内閣府令に従い、又は参酌し一時保護施設の設備及び運営に関する条例を制定する。
- この条例は、長野県が設置する一時保護施設に適用される。

## 主な内容

### 児童の権利擁護

- 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない
- やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るように努めなければならない 等

### 児童の行動制限

- 一時保護施設は、施錠等により入所している児童の行動を制限してはならない

### 設備の基準

- 児童の居室・学習等を行う室・相談室等を設けなければならない
- 上記の設備の基準(面積等)については、規則で定める

### 職員配置の基準

- 児童指導員、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習支援員等の配置
- 夜間の職員配置
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員の配置 等

### 通学等の支援

- 一時保護施設は、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない

### 第三者評価等

- 一時保護施設は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に業務の質の改善を図らなければならない 等

## 施行期日

令和7年4月1日

# 長野県宿泊税条例案

## 趣旨

県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を新設する。

## 背景

- 国内外において観光のための財源確保の取組が急速に進む中、国内外に負けない世界水準の山岳高原観光地づくりを推進していくためには、持続的・安定的な財源確保が急務。
- サービスの受益者でもある旅行者にも負担をいただき、満足度の向上やピーターの獲得につなげる、プラスの循環を創出することが必要。

## 概要

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 納税義務者   | 旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設（民泊）において宿泊料金を支払って宿泊する者   |
| 税率      | 1人1泊につき300円<br>ただし、施行日から同日以後3年を経過する日までの間は、1人1泊につき200円                                    |
| 免税点     | 1人1泊につき6,000円未満の宿泊   |
| 課税免除    | ・ 幼稚園、小学校～大学等の教育活動又は研究活動に参加している生徒等又は引率者の宿泊<br>・ 保育所等の施設の主催する行事に参加している満3歳以上の幼児又は引率者の宿泊 など |
| 徴収の方法   | 特別徴収（宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者とする）   |
| 申告納入    | 1か月ごと（一定要件を満たす場合は3か月ごと）  |
| 罰則等     | ・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪<br>・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪<br>・ 納税管理人に係る不申告に関する過料                        |
| 賦課徴収の特例 | 市町村宿泊税を課す市町村に県宿泊税に係る賦課徴収に関する事務を委任することができる規定を設ける  |
| 基金      | 宿泊税に係る収入額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を長野県宿泊税基金として積立て                             |
| 制度の見直し等 | 施行後3年、以後は5年ごとに検討し、必要がある場合は、施行後5年ごとに措置  |

## 施行期日

規則で定める日

# 国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例について

## 制定の背景

県は、条例で、土地改良事業の受益者から、費用の一部を負担金等として徴収することができる。

国営竜西土地改良事業の完了が令和7年3月に予定されているところ、当該事業に関する負担金等の徴収のため、条例を制定する必要がある。

※ 土地改良事業＝かんがい排水整備等、農業生産基盤の整備を行う事業

## 国営竜西土地改良事業の概要

実施地域：竜西地区（飯田市・松川町・高森町）

事業内容：農業用水路の耐震化・老朽化対策工事

工期：平成27年度～令和6年度

### (1) 徴収対象者【第2条】

国営竜西土地改良事業によって利益を受ける者で、事業実施地域内にある農用地を所有するもの等（土地改良区があるときは、当該土地改良区）

### (2) 額・徴収方法【第3・4条】

額：国営土地改良事業に要した費用の一部

徴収方法：元利均等年賦支払の方法により17年に分けて徴収（申出があるときは、一時支払の方法により徴収）

### (3) 特別徴収金【第5条】

工事の完了日以後、一定期間内に、農用地以外に供するため所有権の移転等をした場合又は自ら農用地以外に供した場合には、特別徴収金を徴収

### (4) 施行期日【附則】

公布の日

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

| 対象事務                               | 金額          |          |
|------------------------------------|-------------|----------|
| 輸出証明書（放射性物質検査証明書等を除く。）の発行の申請に対する審査 | 870 円       |          |
| 適合施設の認定の申請に対する審査                   | 現地調査を行う場合   | 20,900 円 |
|                                    | 現地調査を行わない場合 | 10,400 円 |

(2) 温泉法・毒物及び劇物取締法・覚醒剤取締法・麻薬及び向精神薬取締法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

| 対象事務（主なもの）           | 改定額      | 現行額      | 改定率（%） |
|----------------------|----------|----------|--------|
| 温泉利用許可               | 36,000 円 | 35,000 円 | 2.9    |
| 毒物劇物取扱者試験            | 11,200 円 | 11,000 円 | 1.8    |
| 覚醒剤原料取扱者の指定          | 12,300 円 | 12,000 円 | 2.5    |
| 麻薬卸売業者の免許            | 15,600 円 | 15,300 円 | 2.0    |
| 薬局開設の許可              | 30,600 円 | 29,300 円 | 4.4    |
| 薬局開設の許可更新            | 11,900 円 | 11,100 円 | 7.2    |
| 医薬品販売業の許可<br>（動物用）   | 23,000 円 | 22,000 円 | 4.5    |
| 医薬品販売業の許可<br>（動物以外用） | 30,300 円 | 29,000 円 | 4.4    |
| 医薬品販売業の許可更新          | 11,900 円 | 11,100 円 | 7.2    |

(3) 建築基準法・都市の低炭素化の促進に関する法律・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

① 建築物エネルギー消費性能適合性判定

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係）

| 対象事務（主なもの）            | 金額      |                    |
|-----------------------|---------|--------------------|
| 建築物エネルギー消費性能適合性判定（新規） | 一戸建ての住宅 | 5,000 円～39,000 円   |
|                       | 共同住宅等   | 10,000 円～284,000 円 |
|                       | 非住宅     | 10,000 円～229,000 円 |
| 建築物エネルギー消費性能適合性判定（変更） | 一戸建ての住宅 | 3,000 円～59,000 円   |
|                       | 共同住宅等   | 5,000 円～426,000 円  |
|                       | 非住宅     | 5,000 円～115,000 円  |

② 建築確認

(建築基準法関係)

| 対象事務 (主なもの)                       |         | 金額               |
|-----------------------------------|---------|------------------|
| 建築確認<br>(仕様基準による省エネ基準適合審査<br>の加算) | 一戸建ての住宅 | 14,000円～15,000円  |
|                                   | 共同住宅等   | 30,000円～150,000円 |

③ 低炭素建築物新築等計画の認定及び性能向上計画の認定

ア 低炭素建築物新築等計画の認定

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係)

| 対象事務 (主なもの)       |         | 金額               |
|-------------------|---------|------------------|
| 低炭素建築物新築等計画の認定    | 一戸建ての住宅 | 26,000円～28,000円  |
|                   | 共同住宅等   | 51,000円～214,000円 |
| 低炭素建築物新築等計画の変更の認定 | 一戸建ての住宅 | 13,000円～15,000円  |
|                   | 共同住宅等   | 26,000円～108,000円 |

イ 性能向上計画の認定

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係)

| 対象事務 (主なもの)  |         | 金額               |
|--------------|---------|------------------|
| 性能向上計画の認定    | 一戸建ての住宅 | 26,000円～28,000円  |
|              | 共同住宅等   | 51,000円～214,000円 |
| 性能向上計画の変更の認定 | 一戸建ての住宅 | 13,000円～15,000円  |
|              | 共同住宅等   | 26,000円～108,000円 |

(4) 建築士法関係

| 対象事務      |           | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 建築士事務所の登録 | 一級建築士事務所  | 24,000円 | 17,000円 | 41.2    |
|           | 二級建築士事務所等 |         | 12,000円 | 100     |

(5) 宅地建物取引業法関係

| 対象事務   | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|--|---------|---------|---------|
| 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査<br>(オンラインでの申請の場合) | 26,500円 | 33,000円 | △19.7   |

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法関係

| 対象事務                                   |          | 金額                   |
|--|----------|----------------------|
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可                   |          | 16,000円～<br>650,000円 |
| 土石の堆積に関する工事の許可                         |          | 12,000円～<br>110,000円 |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可 | 計画の変更    | 当初許可手数料の<br>1/10     |
|  | 新たな土地の編入 | 12,000円～<br>650,000円 |
|  | その他の変更   | 11,000円              |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査                 |          | 4,500円～<br>47,000円   |

○ 施行期日

令和7年4月1日（(6)は、同年5月26日）